

募集要項及び仕様書における主な変更箇所 新旧対照表

(1) 募集要項

旧	新
募集要項 2 契約期間	
契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日まで。	契約締結日から令和 9 年 3 月 31 日までを基本とする。ただし、大型遊具の発注・製作・設置について、やむを得ず納品確保が困難となる場合は契約繰越について協議に応じる。（最長で令和 9 年 6 月まで）

(2) 仕様書

旧	新
仕様書 3(1)ア 屋内遊戯場の主な機能	
乳幼児から小学生までの児童を対象に、親子で過ごせる屋内遊戯施設。	乳幼児から小学生までの児童を対象としつつ、「未就学児を中心として」親子で過ごせる屋内遊戯施設とする。
仕様書 3(1)エ(カ) 年齢別ゾーニング	
0～3 歳、4～6 歳、7 歳以上の年齢別に遊具等を配置し、安全な動線及び自然な区分けに配慮する。	年齢別ゾーニングの基本的な考え方は維持しつつ、未就学児を主の対象者として、年齢差のある兄弟姉妹（小学生）の利用にも配慮する。
仕様書 1(1)ウ(ア) 賃貸借物件における工事範囲	
既存施設を活用して整備することを前提としていたが、貸主工事と本工事の対象区分の明示は限定的。	建物躯体等に関わる工事は貸主負担であり、本工事では改修しないことを明記。空調設備、トイレ、外壁、駐車場舗装等は対象外工事とする。
仕様書 1(1)イ(ウ)・7 防犯設備等	
防犯カメラ等を工事受注者の整備範囲として要求。	電話や防犯カメラ等の一部設備は、市が必要に応じ直接設置する。
仕様書 3(1)エ(キ) 遊具・遊びの構成	
年代に合わせた遊具を配置し、大型複合遊具等を例示していた。	未就学児を中心に、年齢に応じた遊びを確保しつつ、走る、跳ぶ、登る等の動的な遊びに対応できる空間構成に配慮する。エア遊具を 1 機以上設置し、安全管理、維持管理等の提案を求める。